



北九大経第 32 号

平成 28 年 12 月 26 日

北九州市長 北 橋 健 治 様

公立大学法人北九州市立大学

理事長 石 原 進



公立大学法人北九州市立大学中期計画（平成 29 年 4 月～平成 35 年 3 月）について

標記の件について、別添のとおり作成しましたので、地方独立行政法人法第 26 条第 1 項の規定に基づき、認可を申請します。



公立大学法人北九州市立大学 中期計画（案）

（平成 29 年 4 月～平成 35 年 3 月）

■ 中期計画 目次

第 1	教育に関する目標を達成するための措置	
1	教育の充実に関する目標を達成するための措置	
(1)	学部・学群教育に関する目標を達成するための措置	1
(2)	大学院教育に関する目標を達成するための措置	3
(3)	社会人教育に関する目標を達成するための措置	4
2	学生支援の充実に関する目標を達成するための措置	4
3	入学者選抜の改善に関する目標を達成するための措置	5
4	就職支援の充実に関する目標を達成するための措置	5
第 2	研究に関する目標を達成するための措置	
1	研究の方向性に関する目標を達成するための措置	6
2	研究水準の向上に関する目標を達成するための措置	7
第 3	社会貢献に関する目標を達成するための措置	
1	地域社会への貢献に関する目標を達成するための措置	
(1)	地域の活性化に関する目標を達成するための措置	8
(2)	地域社会の国際化に関する目標を達成するための措置	8
(3)	地元就職率の向上に関する目標を達成するための措置	9
2	社会全体への貢献に関する目標を達成するための措置	9
第 4	管理運営等に関する目標を達成するための措置	
1	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置	10
2	適正な財務運営の推進に関する目標を達成するための措置	10
3	自己点検・評価、情報提供等に関する目標を達成するための措置	
(1)	自己点検・評価の適切な実施に関する目標を達成するための措置	11
(2)	積極的な情報の提供に関する目標を達成するための措置	11
4	その他業務運営に関する目標を達成するための措置	
(1)	施設・設備の整備に関する目標を達成するための措置	11
(2)	法令遵守等に関する目標を達成するための措置	12
第 5	予算	
1	予算（平成 29 年度～平成 34 年度）	13
2	収支計画（平成 29 年度～平成 34 年度）	14
3	資金計画（平成 29 年度～平成 34 年度）	14
第 6	短期借入金の限度額	15
第 7	出資等に係る不要財産の処分に関する計画	15
第 8	重要な財産の譲渡、又は担保に供する計画	15
第 9	剰余金の使途	15
第 10	北九州市地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則 （平成 17 年 3 月北九州市規則第 20 号）で定める業務運営に関する事項	
1	法第 40 条第 4 項の規定により次の中期目標の期間における業務の財源に 充てることができる積立金の処分に関する計画	15
2	その他法人の業務運営に関し必要な事項	15

第1 教育に関する目標を達成するための措置

1 教育の充実にに関する目標を達成するための措置

(1) 学部・学群教育に関する目標を達成するための措置

① 地域科目の開設等

地域課題に対応した既設の講義や実習に加え、地域の企業や行政と連携し実務家等による地域の文化・歴史・経済・社会等に関する地域科目を順次開講することにより、平成28年度以降の入学生が卒業時まで地域に関する科目を1科目以上受講する。(1)

② 地域創生学群の定員増

地域創生学群は、平成29年度から、入学定員を30人増加し、スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程を創設するなど、地域課題に取り組む人材の育成をより一層推進する。(2)

③ 地域文化科目の開講

文学部は、地域の文化について学ぶ科目を、平成32年度を目途に開講する。新規開講科目では、地域の文化施設の取組に学生が参加するなど、文化振興に寄与するコーディネーター育成も視野に取り組む。(3)

④ 基盤教育科目の再編

基盤教育センターは、本学の将来ビジョンコンセプトである「地域」「環境」「世界（地球）」の観点に重心をおいた基盤教育科目の再編を平成31年度に実施する。(4)

⑤ 国際環境工学部の再編

国際環境工学部は、理工系の環境人材に必要な能力を育成するため、平成31年度を目途に学部共通科目及び各学科特有の環境関連科目を見直し充実を行う。(5)

⑥ 環境ESDプログラムの再編

副専攻「環境ESDプログラム」は、学生の興味関心を喚起するとともに、全学的な教育課程の再編を機に、これまでの経験を生かし学生が履修しやすいプログラムへの見直しを行い、プログラム定員の90%以上の履修学生を確保する。(6)

⑦ 教育組織の再編

グローバル人材育成推進事業「Kitakyushu Global Pioneers」※の成果を踏まえ、取組を発展的に展開するため、外国語学部等の教育体制を見直し、高度な英語運用能力、世界の文化、宗教、民族などの多様性理解、グローバル化する経済、ビジネス、地球規模での環境問題など様々な分野にわたる理解を基礎にグローバル社会における諸課題に対応できる能力を有した人材育成を目的とした新しい教育組織（以下「新教育組織」という。）を整備する。

(7)

※文部科学省補助事業「経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援」に採択され構築したプロジェクトでグローバルな舞台に積極的に挑戦し活躍できる人材の育成が目的。平成28年度に補助事業が終了。

⑧ 語学力の向上

第2期中期計画期間に引き続き、基盤教育センターは2年次修了時に TOEIC 470点相当以上の到達者の割合50%以上を目標とする。外国語学部生は卒業時までに英米学科で TOEIC 730点相当以上、中国学科で中国語検定試験2級相当以上の到達者の割合それぞれ50%以上を目標とする。

(8)

⑨ 派遣留学の拡大

新たな留学先の開拓を進め、順次、派遣留学、語学留学、その他海外体験プログラムを拡大し、海外での学習体験者数を平成27年度実績に対し平成34年度までに1.5倍以上に増加させる。

(9)

⑩ 学修時間の確保

シラバスに事前事後学修等についての内容を記載するとともに、文部科学省補助事業「大学教育再生加速プログラム」を活用し、学生の行動実態の調査・把握を行い、学生の事前事後学修時間を平成28年度実績に対し平成34年度までに1.5倍以上に増加させる。(10)

⑪ 事前事後学修やアクティブ・ラーニング等の推進

事前事後学修時間の確保やアクティブ・ラーニング※等を推進するため、学生の主体的な学びに向けた教育方法や各教員への意識づけについて、組織的、継続的にFDを実施するほか、eラーニングプラットフォーム等ICTの活用を全学的に推進する。授業改善等に向けたFD活動には教員の70%以上が参加する。

(11)

※アクティブ・ラーニングは、教員による一方的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称

⑫ 学修成果の可視化等による内部質保証

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に対する学生の到達度測定の仕組みを構築し、平成30年度までに学生ポートフォリオを活用した学生の学修成果の可視化を行うとともに、授業評価アンケートや卒業生・就職先アンケート※なども活用した卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に対する本学の取組に関するアセスメントの仕組みを構築し、PDCAサイクルを機能させ、3つのポリシーに基づく内部質保証を推進する。（12）

※授業評価アンケートは各学期、卒業生・就職先アンケートは3年に1回程度実施

⑬ 教育課程の再編

卒業後の社会との接続を踏まえて、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを一体的・整合的観点から見直し、分かりやすいものにし、カリキュラムマップ、カリキュラムツリーを再整備のうえ、学位プログラムとしての教育課程の再編を、平成31年度を目途に行う。（13）

(2) 大学院教育に関する目標を達成するための措置

① 組織再編、海外に通用する人材の育成【社会システム研究科】

社会システム研究科は、新教育組織の整備等を踏まえ、学部等との接続を踏まえた組織、教育体制の見直しを行う。また、交換留学や海外での研修・研究など学術交流を充実させ、海外に通用する優れた人材を育成する。（14）

② コース見直し、学部・修士一貫教育、早期修了の制度設計・整備【国際環境工学研究科】

国際環境工学研究科では、学部の教育課程の再編にあわせて、平成31年度に、環境システム専攻、情報工学専攻の履修モデルを再整備しコースを見直すなど教育課程の再編を行う。また、6年一貫教育プログラムや5年早期修了の制度設計・整備を行う。（15）

③ 地域企業のビジネス支援、教育課程の柔軟な見直し【マネジメント研究科】

マネジメント研究科は、地域における発展性がある事例や地域発のアジア展開成功事例等をケース教材として開発・活用し、地域企業のビジネス支援や起業支援に取り組むほか、最新の経験知を有する実務家特任教員の適正化とあわせて、教育課程の見直しを柔軟に行い、地域企業等のニーズに対応する教育を推進する。（16）

④ 学部生への働きかけ、他大学生・社会人への広報活動の充実【各研究科】

各研究科において、学部等からの内部進学者の増加に向けた学部推薦制度の実施や学内説明会の開催など、学部等学生への働きかけを強化するとともに、広報活動の充実により、他大学の学生や社会人のニーズを掘り起こし、定員充足率の改善に取り組む。（17）

⑤ 工業高等専門学校からの受入促進 [国際環境工学研究科]

国際環境工学研究科では、工業高等専門学校との交流・連携を深め、専攻科卒業生の受入を促進する。

(18)

⑥ 外国人留学生向けの夏期入試導入 [社会システム研究科・法学研究科]

社会システム研究科、法学研究科では、外国人留学生のための特別選抜試験の夏期日程を導入し、優秀な外国人入学生の獲得に取り組む。

(19)

⑦ 広報活動の充実、修了生ネットワークの活用 [マネジメント研究科]

マネジメント研究科は、セミナーの開催、ウェブ発信の強化などを通して広報活動を充実させるほか、修了生とのネットワークを活用するなど、積極的に企業等との協力体制を構築し、学生の定員充足を行う。

(20)

(3) 社会人教育に関する目標を達成するための措置

① アクティブシニアを含めた社会人教育の充実

アクティブシニアのほか、社会人の学び直しやキャリアアップを支援するため、学校教育法に規定されている履修証明制度を活用するなど、大学の知を生かした社会人向けの教育プログラムを平成31年度までに開発・設計し、提供する。

(21)

② 社会人ニーズを踏まえた教育プログラム

新しい社会人教育プログラムは、受講しやすい時間帯や科目数の設定、修得した科目の正規課程入学後における単位認定など、社会人のニーズを踏まえたものとする。

(22)

2 学生支援の充実に関する目標を達成するための措置

① 多様な学生ニーズへの対応

ＩＣカード学生証を活用するなど学生の授業出席状況の把握を行い、支援が必要な学生の発見に努め、学生サポート委員と学生相談室が連携し、面接及び適切な生活指導を行う早期支援システムを充実させる。また、留学生、障害者等への対応を含め多様な悩みを抱える学生に対し、教職員が協働して適切に対応するための体制を整備するとともに、研修等により教職員の理解を促す。

(23)

② 事前事後学修・自主的な学習の支援

図書館のラーニング・コモンズ※の活用促進とともに、SAなどを活用した学習サポート体制を整備し、学生の事前事後学修、主体的な学習を支援する。定期的に学生のニーズ調査を行い、学生のニーズを踏まえ効果的な支援を行う。

(24)

※複数の学生が集まって、電子情報も印刷物も含めた様々な情報資源から得られる情報を用いて議論を進めていく学習スタイルを可能にする場

3 入学者選抜の改善に関する目標を達成するための措置

① 個別選抜の見直し

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーと連動させ、アドミSSION・ポリシーを再整備する。学部等の個別選抜は、このポリシーに沿って、国の入試改革の動向を踏まえつつ、多面的かつ総合的な入試制度への転換を行う。

(25)

② 優秀な学生の確保

高校との連携強化を通してアドミSSION・ポリシーに沿った優秀な学生を確保するため、オフキャンパス活動への高校生の参加やスーパーサイエンスハイスクール指定校※等の授業への協力などにより高大接続を推進する。また、高校進路指導担当者懇談会、オープンキャンパス、大学訪問などの実施に加え、新たに高校でのガイダンスの実施、サテライト入試の導入などに取り組み、その効果の検証・改善などPDCAサイクルのもと、アドミSSION・ポリシーに沿った学生確保の施策を継続して実施する。

(26)

※文部科学省から指定を受けた高等学校で、先進的な理数教育を実施するとともに、高大接続の在り方について大学との共同研究や、教材の開発、国際性を育むための取組等を推進

③ インターネット出願

インターネット出願について、受験生の利便性を向上させ、優秀な学生の確保に資するため、早期に導入する。

(27)

4 就職支援の充実に関する目標を達成するための措置

① キャリア意識の醸成

ディプロマ・ポリシーにおいて、社会的・職業的自立に向けて必要となる能力や技能、態度を取り入れ、入学初年次からキャリアデザインなどの科目を通して、主体的な学習やキャリア意識の醸成に取り組むとともに、専門教育に至る教育課程において課題発見・解決能力などの育成により段階的なキャリア教育を行い、これからの社会を生き抜くための能力を有する人材を育成する。

(28)

② インターンシップの増加等

インターンシップ先の開拓を行い、単位化等により参加者を増加させるとともに、海外インターンシップにも取り組むほか、課題解決型インターンシップの受入先を開拓し、平成30年度から実施する。(29)

③ 国際環境工学部における就職支援

国際環境工学部は、インターンシップの単位化、企業人等によるキャリア科目の開設など就職支援の強化を行うとともに、ベンチャー支援科目の開設や学生によるプロジェクト支援などにより、ベンチャーマインドの向上を推進する。(30)

④ 実就職率の向上

キャリアセンターと学部等の連携のもと、学生一人ひとりの進路希望・就職活動状況の把握から、就職相談・斡旋に至るまで一貫して支援し、社会経済状況を踏まえ、高い就職率[※]を維持するとともに、就職者数の増加に努め、実就職率[※]の向上に取り組む。(31)

※就職率とは、就職希望者に占める就職者の割合

※実就職率とは、大学院進学者を除いた卒業者に占める就職者の割合

第2 研究に関する目標を達成するための措置

1 研究の方向性に関する目標を達成するための措置

① 国際的な研究開発拠点の形成・既存産業の高度化

薬物送達システム（DDS）などバイオマテリアル分野を中心に、世界に通用する国際的な研究開発拠点を形成するとともに、介護・生活ロボットの研究開発、全天候型周辺監視レーダーなどの自動走行システムなど、次世代産業の創出・既存産業の高度化に資する研究開発を推進する。(32)

② 環境関連産業技術に関する研究開発の推進

リチウム回収技術やバイオマスの燃料開発等、既存エネルギーから新エネルギーへの転換に関する技術開発や、海外展開を視野に推進している北九州市型エネルギーマネジメントシステムの構築に向けた再生可能エネルギー等のベストミックスに関する実証実験など、環境関連産業技術に関する研究開発を推進する。(33)

③ 災害対策の研究開発の推進

多機能盛土や消防活動用LEDなど災害対策の研究開発を推進する。(34)

④ 地元企業との共同研究の推進

介護福祉機器、生活・介護支援ロボット、高齢者見守り機器などについて市内企業との共同研究を推進し、地場産業発展に寄与する。(35)

⑤ 北九州地域に関する研究の推進

地域戦略研究所は、市民生活やまちづくり等に関する調査研究、地域経済分析を継続して実施するとともに、文部科学省補助事業「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」※の推進組織として、地域企業の雇用調査、学生の就職に関する意向調査などを実施する。研究成果は研究成果発表会や刊行物等により地域に還元する。

(36)

※平成 27 年度に創設された文部科学省補助事業。大学が地方公共団体や企業等と協働して、地域の地元就職促進等を行うとともに、地域が求める人材を養成するために必要な教育カリキュラムなどの改革を行う取組(COC は Center Of Community)

⑥ アジア地域に関する研究の推進

中華ビジネス研究センターは、地域企業のアジアビジネスのニーズに対応し、中華圏をはじめとする大学・研究機関、企業との連携を強化し、派遣研修の導入、共同研究調査、共同セミナーの開催等を推進する。また、アジア文化社会研究センターは、アジア諸都市の大学・研究機関との研究連携を推進し、発表会やニューズレターの発行等により研究成果を地域社会に還元する。

(37)

2 研究水準の向上に関する目標を達成するための措置

① 競争的研究資金の獲得

科学研究費補助金等の競争的研究資金の申請義務化を継続するとともに、採択率を向上させるため、研修会の実施、審査制度の導入・改善、事務職員の能力向上などにより申請書作成等のサポートを強化する。

(38)

② 総合大学としての強みを生かした研究の推進

学内競争的資金である特別研究推進費に文理融合型研究のテーマを新たに設けるほか、学長裁量による研究費の学内公募など学内競争的資金による研究を推進する。

(39)

③ 若手教員の育成

ひびきのキャンパスにおいて、環境技術研究所のプロジェクトとして、若手教員の独創的・萌芽的な研究を支援するため、学内公募による研究費の戦略的な優先配分制度の運用、公募審査時における複数教員のアドバイス実施等による科学研究費補助金等の外部資金獲得の促進など、研究支援体制を整備する。

北方キャンパスでは、若手教員による科学研究費補助金等外部資金の獲得促進や特別研究推進費などの学内競争資金における若手教員枠の新設など、若手教員の育成に取り組む。

(40)

第3 社会貢献に関する目標を達成するための措置

1 地域社会への貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 地域の活性化に関する目標を達成するための措置

① 公開講座の見直し

現役社会人等が受講しやすいように公開講座を見直し、イブニングセミナーを夏期・冬期の休業期間を活用し、小倉サテライトキャンパスで開講するほか、シニア層の生涯学習の場として、地域やNPO等と連携し、社会活動への参加を取り入れた学習機会の提供などを行う。

(41)

② 地域の文化振興への寄与

文学部を中心に、地域の文化施設（図書館、文学館、博物館、美術館など）との関係を強化し、読書会や展示などのイベントを共催するなど、地域の文化振興に寄与する。

(42)

③ シビックプライドの醸成

地域共生教育センターの地域活動を推進し、プロジェクト参加学生の90%以上が北九州市に対するシビックプライドを持てるように、プログラムの充実を行う。

(43)

④ 地域共生教育センターのプロジェクトの充実

地域共生教育センターにおいて、社会貢献活動に関する情報を集約・発信し、プロジェクト参加学生数を平成27年度実績に対し平成34年度までに10%増加させ、地域の団体や市民との協働によるオフキャンパス活動による地域の課題解決や人材育成につながるプロジェクトを開発・拡大する。

(44)

⑤ 北九州まなびとESDステーションの継続

北九州まなびとESDステーションを文部科学省補助終了後も継続し、北九州市、北九州ESD協議会との連携のもと、市内10大学が参加・協力し、地域が抱えるESDに関する課題に対応し、地域団体や市民とともに、課題解決型学習を推進する。

(45)

(2) 地域社会の国際化に関する目標を達成するための措置

① 留学生の受入体制整備

新たな交換留学の開拓等により、受入留学生を増加させるとともに、英語で行う授業の増加、日本語教育の充実を行う。また、日本人学生と留学生が入居する（仮称）国際交流会館の整備推進により多文化交流・コミュニケーション拠点を形成し、受入留学生への学習・生活支援を充実させる。

(46)

② 市民団体との連携による地域との交流

「国際交流ボランティアひびきの」、平成27年度に創設したNPO法人「国際交流・フォーラムこくら南」の支援を受けて、地域の祭り、食文化交流、ホームビジットへの参加などを通して交流を深め、地域社会の国際化に貢献する。

(47)

(3) 地元就職率の向上に関する目標を達成するための措置

① COC+事業の推進

「北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げられた市内大学の地元就職率の達成に向けて、平成27年度に採択された文部科学省補助事業「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」を推進し、大学・工業高等専門学校と産業界・自治体との連携を強化し、小倉駅ビルに開設した「まなびとJOBステーション」による学生と地元企業とのワークショップや座談会、地元企業ガイダンスなどを実施する。

(48)

② 本学の地元就職率向上

基盤教育科目として、地域関連科目6科目を開講し、地域の文化・歴史・経済・社会等に関する地元企業等による講義とあわせて、PBL型インターンシップを実施し、本学学生のシビックプライドの醸成、地元就職率の向上、雇用機会の拡大に取り組む。あわせて、キャリアセンターにおいて、地元インターンシップ先の拡大、地元企業向け就職相談窓口の開設、学内合同企業ガイダンス等を実施し、本学の地元就職率について平成31年度までに28.5%を目指す。

(49)

2 社会全体への貢献に関する目標を達成するための措置

① 海外の大学等との連携による国際社会への貢献

国際協力機構（JICA）等と連携し、日越大学、ハノイ科学大学との連携による高度技術者養成、インドネシア等への泡消火技術等の展開や環境教育、ベトナムダナン大学・企業と連携した下水処理システムの開発と高度技術者育成等を推進する。

(50)

② 大学間連携の推進

北九州学術研究都市における理工系の大学間連携により、高度人材の育成、技術開発を推進するほか、大学コンソーシアム関門による関門地域に関する単位互換や下関市立大学との間での関門地域に関する共同研究を推進する。

(51)

③ 文部科学省事業の推進による大学間連携の推進

文部科学省補助事業「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」による北九州市、下関市の13大学・工業高等専門学校等の連携を行うほか、平成28年度に文部科学省の補助が終了する「北九州まなびとESDステーション」についても継続し、市内10大学連携を維持する。

(52)

第4 管理運営等に関する目標を達成するための措置

1 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

① 自立的な運営体制の確立

自立的な運営体制の確立に向けて、理事長、学長のリーダーシップを補佐する常勤理事等で組織する執行部調整会議や組織人事委員会、予算方針会議を機能させ、教育研究組織と事務組織との連携・協働を推進する。(53)

② 事務職員の適正配置

職員組織及び職員配置、評価制度などを適宜見直すとともに、専門性向上に向けて市派遣職員のプロパー職員への切り替えを進める。(54)

③ 事務職員のSDの実施

事務職員としての汎用能力の向上とあわせて大学職員としての専門性の向上を図るため、キャリアパスの設定、職員の専門性に応じた研修の受講、他団体との人事交流、OJTの推進などを充実する。さらに、多様化・高度化する大学運営に対し、戦略的に企画立案しその実現に向けて学内・学外との折衝・調整等ができる職員を育成する。(55)

④ IRの推進

理事長・学長のリーダーシップをサポートするとともに、教育組織の教育改善に活用するため、IR (Institutional Research) のデータ集積・管理・加工等にかかる業務を行う（仮称）IRオフィスを設置し、効果的・効率的活用に向けて、管理運営・責任体制を構築する。(56)

⑤ 学部長等の評価制度

学部長等の評価制度を適宜見直し、評価を反映したインセンティブを導入する。(57)

2 適正な財務運営の推進に関する目標を達成するための措置

① 自主財源の確保

新たな外部研究資金の確保等に取り組み、外部研究資金等6億円以上の獲得を目指す。また、ひびきのキャンパスの加工センター、計測・分析センターの貸出、北方キャンパスの建物内の広告掲示など、大学施設を活用した収入の確保に取り組む。(58)

② 財務運営の適正化・効率化の推進

業務の効率化、学内情報化の推進、省エネ機器への更新、アウトソーシングの活用などにより経常経費の削減に努めるとともに、目的積立金の使途を予算上明確化し計画的に執行するなど、財務運営の適正化・効率化を推進する。(59)

3 自己点検・評価、情報提供等に関する目標を達成するための措置

(1) 自己点検・評価の適切な実施に関する目標を達成するための措置

① PDCAサイクルによる改善

各部局における各種データに基づき自己点検・評価を実施する。その評価結果に加え、地方独立行政法人評価委員会の評価結果及び認証評価の結果を各部局にフィードバックし、PDCAサイクルのもと教育研究の質向上、教育組織等の再編、大学運営の改善に反映させる。

(60)

② IRの活用

学生の入試、教育、就職までを一元的に管理するIRのデータの充実に取り組み、分析結果を入試方法、教育方法・内容等の改善、教育組織の再編等に活用する。

(61)

(2) 積極的な情報の提供に関する目標を達成するための措置

① 広報強化と認知度向上

大学のホームページ等に大学の基本情報をはじめ、種々の情報を積極的に公開する。また、「地域」「環境」「世界（地球）」の将来ビジョンコンセプトを積極的にPRする。学生及び教員の地域活動、研究活動などを、学生によるプレゼンテーションも含め様々な媒体を活用して効果的な情報発信を行う。

(62)

4 その他業務運営に関する目標を達成するための措置

(1) 施設・設備の整備に関する目標を達成するための措置

① 学修環境の整備

学生による能動的な学修（アクティブ・ラーニング）など教育研究や外国人学生を含め学生の交流・学びの場として、施設・設備の整備を行い、快適で学びやすいキャンパス環境を実現する。

(63)

② キャンパス整備

北方キャンパスでは、1号館、2号館など老朽化した建物の将来施設整備計画を作成するとともに、長期修繕計画を見直し、戦略的な施設マネジメントに取り組む。ひびきのキャンパスでは開設15年が経過し、施設・設備の老朽化も見られるため、更新・改修の長期計画を作成し、整備を進める。

(64)

③ ICT環境の整備

ICT活用を推進するため、マスタープランを作成のうえ、教育研究・管理運営業務をサポートするネットワーク基盤の再構築を行う。これに基づき、キャンパス間ネットワークの高速化、無線LAN環境などを充実し、さらにパブリッククラウド等を活用することによって、教職員や学生の利便性及び安全性の向上、運用管理の効率化、ICTコスト削減を実現する。

(65)

④ 情報セキュリティ対策

情報システムにかかるサイバー攻撃等の脅威に対応するため、次世代ファイアウォールやアンチウィルスソフト等を組み合わせた多層防御※システムを整備する。 (66)

※情報セキュリティを確保するため、複数のセキュリティ保護対策を組み合わせて実施する防御方法

(2) 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

① 法令遵守の徹底

本学の研究に関する行動規範及び研究不正防止ガイドラインに基づき、毎年度、取組計画を策定のうえ、研究活動における倫理研修、公的研究費に関する内部監査等を行う。 (67)

② 危機管理体制の強化

自然災害や新たな感染症の発生、情報漏えいやサイバー攻撃、学生の留学や教員の渡航中の事件・事故、受入留学生の異文化適応などにおけるリスクに対応するため、危機管理委員会の下に、外部機関を含めた関係者間での連絡体制を確保するなど、危機管理体制を見直す。また、リスクに対する注意喚起及び危機発生時における適切な対応について、研修等を通して、学生・教職員への周知を徹底する。 (68)

③ 危機発生時の適切な対応

危機発生時において、学長をトップとする緊急対策本部の下に、被害及び影響を最小限に抑えるために迅速かつ適切な対応がとれるよう、危機管理マニュアルを見直す。 (69)

第5 予算

1 予算（平成29年度～平成34年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	14,693
自己収入	24,736
うち授業料等収入	24,044
その他	692
受託研究等収入	4,534
うち外部研究資金	4,516
その他	18
施設整備補助金	2,272
計	46,235
支出	
業務費	39,423
うち教育研究活動経費	27,146
管理運営経費	12,277
受託研究等経費	4,534
うち外部研究資金	4,516
その他	18
施設・設備整備費	2,278
計	46,235

〔人件費の見積り〕

中期目標期間中総額 27,664 百万円を支出する。

人件費の見積りについては、平成 30 年度以降は平成 29 年度の役員及び教職員の人件費の見積り額を踏まえ試算している。

退職手当については、公立大学法人北九州市立大学が定める規程に基づいて支給するが、運営費交付金として措置される額は、各事業年度の予算編成過程において北九州市職員退職手当支給条例を基準として算定される。

〔運営費交付金の算定方法〕

毎事業年度に交付する運営費交付金については、平成 30 年度以降は平成 29 年度の見積り額を踏まえ試算している。

ただし、各事業年度の運営費交付金の額については、予算編成過程において再計算され決定される。

注) 受託研究等収入については、中期計画に掲げる目標額及び各事業の継続を前提として、収入予定額を計上している。

注) 受託研究等経費については、受託研究等収入により行われる事業経費を計上している。

注) 施設・設備整備費については、施設・設備の整備に関する事業経費を計上している。

2 収支計画（平成29年度～平成34年度）

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	46,079
業務費	40,122
教育研究経費	9,255
受託研究費等	3,203
役員人件費	441
教員人件費	19,804
職員人件費	7,419
一般管理費	4,417
財務費用	6
雑損	0
減価償却費	1,534
収入の部	46,079
運営費交付金収益	14,693
授業料収益	20,712
入学金収益	3,768
検定料収益	699
受託研究等収益	3,203
寄付金収益	378
補助金等収益	935
財務収益	6
雑益	685
資産見返負債戻入	1,000
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益を含む。

3 資金計画（平成29年度～平成34年度）

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	46,235
業務活動による支出	43,954
投資活動による支出	2,279
財務活動による支出	2
次期中期計画の期間への繰越金	0
資金収入	46,235
業務活動による収入	43,962
運営費交付金による収入	14,693
授業料等による収入	24,044
受託研究等による収入	4,534
その他収入	691
投資活動による収入	2,273
施設整備補助金による収入	2,272
利息及び配当金による収入	1
財務活動による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	0

第6 短期借入金の限度額

- ・ 限度額

年間運営費（約 75 億円程度）の概ね 1 か月分相当額（約 7 億円程度）

- ・ 想定される理由

運営費交付金の受入遅延及び事故の発生などのため。

第7 出資等に係る不要財産の処分に関する計画

予定なし

第8 重要な財産の譲渡、又は担保に供する計画

予定なし

第9 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善を図るための経費に充てる（なお、具体的な使途は、毎事業年度の予算において定める）。

第10 北九州市地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成 17 年 3 月北九州市規則第 20 号)で定める業務運営に関する事項

1 法第 40 条第 4 項の規定により次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

前中期目標の期間の最後の事業年度の決算において、積立金が発生した場合は、教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善を図るための経費に充てる。

2 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし